

# 中小企業経営強化法による中小企業投資促進税制の延長と拡充

平成29年度税制改正において、これまで中小企業投資促進税制の上乗せ措置で認められていた即時償却等について、新たに「中小企業経営強化税制」として創設されることとなり、また、昨年7月より執行されている「中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例」について、対象となる物品が拡充されることとなりました。

これら量税制については、設備の生産性(生産効率・制度・省エネルギー等)が旧モデルと比べ1%以上向上する設備であると工業会が照明したものであり、かつ主務官庁において、中小企業経営強化法における経営力向上計画の認定を得たものについて、税制上の優遇措置を受けられるという制度となります。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物付属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。

## 1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制

○商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。

○消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等(※1)が経営改善設備(※2)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※3)ができる措置。

(※1)対象者は、中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1000人以下の個人事業主。

ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。

また、指定事業は下記業種。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の専門サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業 \*性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

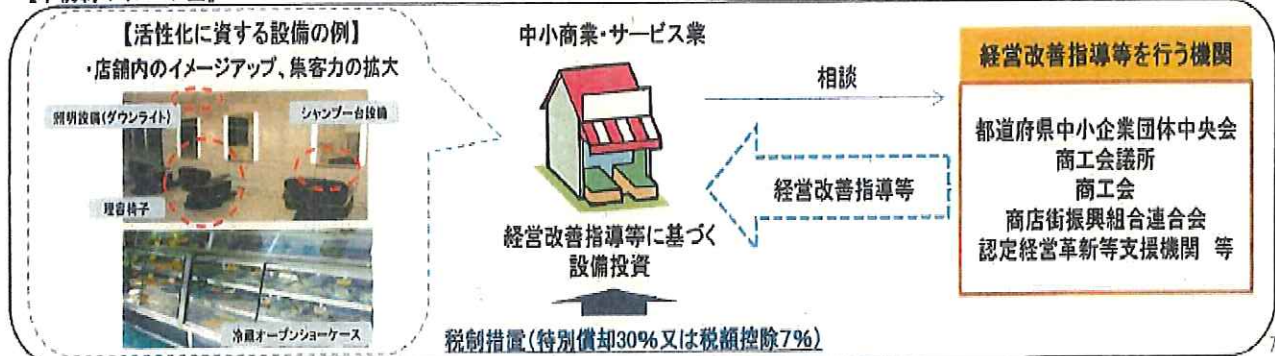
(※2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上

建物附属設備(空調施設、電気設備、店舗内装等): 1台60万円以上

(※3) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



日デ連は、中小企業等経営強化法の関係法令改正による  
業界証明書の発行業務を受諾いたしました。

申請者から提出された書類の中の導入機器のスペック(メーカーの出している指標)に基づき「生産性の向上に有効である」と団体として認めて証明書を発行いたします。